

広島県告示第九百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和三年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
シマダ薬局	三原市本町三丁目一五番一三号	令和三年五月三十一日
上垣眼科医院	尾道市栗原町八五四〇番地一 二F	令和三年五月五日
高木町薬局	府中市高木町一八九番地四	令和三年五月三十一日
医療法人社団慶緑会廿日市あまき眼科	廿日市市下平良二丁目二番一号ゆめタウン廿日市三階	令和三年五月三十一日
タルタニ薬局廿日市店	廿日市市廿日市二丁目七番三三号	令和三年五月六日
西城中央薬局	庄原市西城町中野一三四一番地四	令和三年七月三十一日
立戸ホーム薬局	大竹市立戸二丁目二番一二号	令和三年七月三十一日
明石内科クリニック	廿日市市山陽園八番一九号ステイツ野村一階	令和三年七月三十一日
全快堂薬局	安芸高田市吉田町吉田六九四	令和三年七月三十一日
医療法人社団樹会 筒賀廣安歯科医院	山県郡安芸太田町中筒賀一八九三	令和三年六月三〇日